

## 秋田市廃石綿等の適正な処理の推進に関する要綱

〔平成27年3月17日〕  
市長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物等の解体工事等に伴って発生する廃石綿等について、適正な処理を行うために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全および廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等の解体工事等 建築物又は工作物の解体もしくは改修工事および廃石綿等の除去工事をいう。
- (2) 排出事業者 建築物等の解体工事等における元請業者をいう。
- (3) 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (4) 廃石綿等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号トで定めるものをいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、市内で行われる建築物等の解体工事等に適用する。

### (廃石綿等処理計画書の提出等)

第4条 排出事業者は、建築物等の解体工事等を行う前に、次に掲げる事項を記載した処理計画書（様式第1号。以下「廃石綿等処理計画書」という。）を作成し、工事を行う14日前までに市長に提出するものとする。

#### (1) 工事概要

- ア 工事名称、工事場所および電話番号
- イ 工事発注者の住所および氏名（法人にあつては所在地および名称）ならびに電話番号
- ウ 工事期間
- エ 廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名

オ 廃石綿等の保管形態

カ 廃石綿等の種類、数量、状態および処理体制

キ 飛散防止方法

(2) 収集・運搬

ア 委託の有無

イ 委託を行う場合にあっては、受託業者の名称、代表者氏名、所在地および電話番号ならびに廃石綿等の発生地および処分地における特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号もしくは廃石綿等に係る無害化処理施設の認定番号（収集運搬が認定の範囲に含まれているものに限る。）

ウ 運搬方法

エ 積込方法

オ 飛散防止方法

(3) 中間処理

ア 委託の有無

イ 中間処理方法

ウ 委託を行う場合にあっては、受託業者の名称、代表者氏名、所在地および電話番号ならびに特別管理産業廃棄物処分業の許可番号もしくは廃石綿等に係る無害化処理施設の認定番号

エ 中間処理物の性状および量（種類、熱しゃく減量、形状および排出量）

(4) 最終処分

ア 委託の有無

イ 最終処分方法

ウ 処分場の区分（公共又は民間）および構造

エ 処分場の所在地

オ 委託を行う場合にあっては、受託業者の名称、代表者氏名、所在地および電話番号ならびに特別管理産業廃棄物処分業の許可番号

2 廃石綿等処理計画書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 委託を行う場合にあつては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理契約書の写し（廃棄物処理法第11条第3項の規定に基づき都道府県が設置する産業廃棄物処理施設に委託を行う場合にあつては、これに準ずるもの）

(2) 委託を行う場合にあつては、廃棄物処理法に基づく受託処理業者の特別管理産業廃棄物処理業許可証又は廃石綿等に係る無害化処理施設の認定証の写し（廃棄物処理法第11条第3項の規定に基づき都道府県が設置する産業廃棄物処理施設に委託を行う場合にあつては、これらに準ずるもの）

(3) 処理体制

(4) 緊急連絡体制

(5) 工事工程表

3 排出事業者は、第1項の規定により廃石綿等処理計画書を提出した後において、当該廃石綿等処理計画書の内容を変更しようとするときは、市長に変更内容を速やかに届け出るものとする。この場合においては、様式第1号を用いるものとする。

（助言、指導等）

第5条 市長は、排出事業者に対し、この要綱の目的を達成するために必要な助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（秋田市廃石綿等処理計画書の提出等に関する要綱の廃止）

2 秋田市廃石綿等処理計画書の提出等に関する要綱（平成17年11月24日環境部長決裁。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、旧要綱の規定によりなされた廃石綿等処理計画書の提出等の効力については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

様式第1号

廃石綿等処理計画書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

報告者 住所  
氏名  
(届出者) (法人にあつては、名称および代表者の氏名)  
電話番号

工 事 名 称											
工 事 場 所						電話番号					
工事発注者氏名											
工事発注者住所						電話番号					
工 事 期 間											
特別管理産業廃棄物 管理責任者氏名											
保 管 形 態		プラスチック袋 密閉容器 その他 ( )									
廃石綿等の種類											
廃石綿等の数量		吹き付け石綿		m <sup>3</sup>		製品の破損品等					
		石綿保温材				その他 ( )					
廃石綿等の 状態	散 水		散布量		噴霧方法		備 考				
	発じん防止剤						薬 剤 名		メーカ ー		数 量
処 理 体 制		添付書類 ウ				緊急連絡体制		添付書類 エ			
飛散防 止方法	中 間 処 理		有		溶融固化						
			無		二重梱包 固形化						
	保 管 形 態		プラスチック袋 密閉容器 その他 ( )								
	固形化の方法		コンクリート その他 ( )								

収集・運搬	委託の有無	有 ・ 無			
	受託業者	名 称			
		代 表 者 氏 名			
		所 在 地			
		電 話 番 号			
		許可(認定)番号	発生地		
	処分地				
	運搬方法				
積込方法					
飛散防止方法					
中間処理	委託の有無	有 ・ 無			
	中間処理方法				
	受託業者	名 称			
		代 表 者 氏 名			
		所 在 地			
		電 話 番 号			
		許可(認定)番号			
中間処理物の性状および量	種類	熔融固化物	熱しやく減量	%	
	形状		排 出 量	kg/年	
最終処分	委託の有無	有 ・ 無			
	最終処分方法	固化後二重梱包 ・ 安定化後二重梱包			
	処分場の区分	公共	民間	構造	管理型
	処分場の所在地				
	受託業者	名 称			
		代 表 者 氏 名			
所 在 地					
電 話 番 号					
許 可 番 号					
添付書類	ア 特別管理産業廃棄物処理契約書の写し又はこれに準ずるもの（委託契約を行う場合） イ 受託処理業者の許可証もしくは認定証の写し又はこれらに準ずるもの（委託契約を行う場合） ウ 処理体制 エ 緊急連絡体制 オ 工事工程表				
備考					